

赤穂市健康増進計画策定委員会会議運営要領

(趣旨)

第1条 この要領は、赤穂市健康増進計画策定委員会設置要綱第10条の規定に基づき、赤穂市健康増進計画策定委員会の会議（以下「会議」という。）運営について必要な事項を定めるものとする。

(会議の開催の周知)

第2条 会議の開催は、決定後速やかにホームページ等により周知するものとする。

(会議録)

第3条 委員長は、委員の承認を得て、議事概要を公開する。ただし、公開することにより、公正又は円滑な議事運営が損なわれると委員長が認める場合は、非公開の取り扱いをすることができる。

(補則)

第4条 この要領に定めのない事項は、委員長が会議に諮り別に定める。

付 則

この要領は、平成29年7月1日から施行する。